平成２２年（フ）第６５号
宮城県大崎市古川小稲葉町７番22号
債務者　中川　照美
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第４７４号
滋賀県守山市播磨田町1430番地３　県営住宅Ｂ棟41号、前住所滋賀県彦根市大藪町2408番地
債務者　久保由美子（旧姓北沢）
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１号
鳥取県米子市西福原５丁目１―25　ディアスＢ棟103号、住民票上の住所鳥取県米子市石州府412番地
債務者　上坂　慎泰
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３２号
広島県世羅郡世羅町大字寺町971番地３
債務者　衣原　昭雄
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
広島県尾道市因島洲江町2118番地４
債務者　武内　順治
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
広島県尾道市防地町16番７号
債務者　神竹　　勝
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
広島県尾道市瀬戸田町中野818番地１
債務者　永本　　誠
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
愛媛県松山市東石井７丁目５番10号
債務者　芳野　有美
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６号
愛媛県今治市阿方甲391番地２
債務者　中村健二郎
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第１６号
愛媛県今治市高地町２丁目乙444番地20、旧住所愛媛県西条市桑村380番地５
債務者　村越すみえ（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第１７号
宮崎市大字田吉190番地１
債務者　黒木　祈子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６号
群馬県桐生市堤町２丁目11番19号
債務者　青木　晴美
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第５５８号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋543番地７
債務者　井上惠美子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６３号
宮崎県日向市大字日知屋16263番地
債務者　甲斐みちる
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第６７号
宮崎県日向市大字財光寺1274番地８
債務者　蛯原　香名
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１２号
奈良県吉野郡十津川村大字迫西川102番地の２
債務者　松木平　誠
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１６号
沖縄県那覇市曙３丁目17番16号　ポートサイド曙301
債務者　上原　一仁
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５２３６号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目588―105
債務者　高橋　剛代
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部